



平成 27 年 7 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社ファーマフーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 金 武祚
コード番号 2929 (東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営企画部部長兼
総務部部長 益田和二行
T E L 075-394-8600

和解による訴訟の解決および和解解決金の計上に関するお知らせ

当社は韓国・東部ファーム韓農株式会社との訴訟について、和解が成立いたしましたので、お知らせいたします。また、今回の和解に伴い、和解解決金（特別損失）を計上することになりましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 27 年 2 月 26 日付の「営業外収益、営業外費用及び訴訟の判決に伴う特別損失の計上に関するお知らせ」に記載のとおり、韓国東部グループの中核総合化学会社である東部ファーム韓農株式会社(以下「東部ファーム韓農」と言います。)と訴訟を行っておりました。

本訴訟は当社と東部ファーム韓農との合弁会社「東部ファーム PFI 株式会社」(東部ファーム韓農 51%、当社 49%)に関する事業方針の違いから、当社が平成 25 年 6 月 28 日付で京都地方裁判所に、「東部ファーム PFI 株式会社」の設立に関する合作投資契約(平成 24 年 6 月 8 日付)の「契約不存在等確認等請求」を提訴しました。それに対し、東部ファーム韓農は、1 ヶ月後の平成 25 年 7 月 30 日付で韓国ソウル中央地方裁判所に訴訟を行いました。

その後、約 1 年半の裁判を行い、平成 27 年 1 月 29 日に京都地方裁判所において、本件訴訟の裁判は日本に管轄権がある判決が言い渡されました。一方、韓国ソウル中央地方裁判所では、平成 27 年 2 月 6 日付で当社に対して請求額の半額となる賠償金支払いの一審判決が下され、両者はソウル高等裁判所に控訴する手続きを行っておりました。

このように日本と韓国の裁判所において相反する判決が行われ、両者が納得のいく判決ではなく、裁判内容が複雑化、更には長期化していく状況を鑑み、当事者間による歩み寄りにより和解が進められていました。

今般、当事者間での協議の結果、平成 27 年 7 月 14 日付で和解が成立いたしました。

2. 和解の相手方

名 称：東部ファーム韓農株式会社

所在地：大韓民国ソウル特別市江南区大峙洞 891-10

代表者：代表取締役 朴 光浩

3. 和解の内容

当社と東部ファーム韓農との間で締結した「東部ファーム PFI 株式会社」の設立に関する合作投資契約（平成 24 年 6 月 8 日付）及びその他関連する契約を全て終了するものとします。和解にあたり、当社は東部ファーム韓農に 110 百万円の解決金を支払うこと、及び当社が保有する「東部ファーム PFI 株式会社」の株式（減損済み）を東部ファーム韓農に無償譲渡を行います。東部ファーム韓農はその余の請求を全て放棄します。

今回の和解により、当社と東部ファーム韓農との債権債務は全てないことを確認し、訴訟関係は全て終了いたします。

4. 特別損失の計上および今後の見通し

今回の和解に基づき、当社は平成 27 年 7 月期期末決算において、和解解決金 110 百万円を計上いたします。当該和解解決金の内、56 百万円は平成 27 年 2 月 6 日付の韓国ソウル地方裁判所の判決を受け、平成 27 年 7 月期第 3 四半期決算までに訴訟損失引当金として計上しております。平成 27 年 7 月期第 4 四半期決算では、110 百万円と 56 百万円の差額の 54 百万円の計上となります。

以 上